

公共施設等総合管理計画に係るQ & A

平成30年2月現在

No.	質問事項	回答
1	公共施設等の総合的な管理による老朽化対策等を推進することとなった背景如何。	<p>地方公共団体において過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎えるが、地方公共団体の財政は厳しい状況が続き、また、人口減少・少子化等により今後の公共施設等の利用需要が変化していくことが見込まれるところであり、このような状況に鑑みれば、地方公共団体においては、公共施設等の全体を把握し、長期的視点をもって更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより財政負担を軽減・平準化するとともに、その最適配置を実現し、時代に即したまちづくりを行っていく必要があることから、公共施設等の総合的な管理による老朽化対策を推進することとなったものである。</p>
2	公共施設等総合管理計画の対象となる公共施設等如何。	<p>公共施設等総合管理計画は、長期的視点をもって公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより財政負担を軽減・平準化するとともに、その最適な配置を実現しようとするものであるため、公共施設等の全体を把握する必要がある。</p> <p>したがって、公共施設等総合管理計画の対象となる公共施設等は、地方公共団体が所有する建築物だけでなく、道路・橋りょう等のインフラ施設や公営企業の施設も含むものである。</p> <p>なお、個別の公共施設等を具体的にどのように計画に位置づけるかについては、当該公共施設等の性質等を踏まえ、各団体においてご判断いただきたい。</p>
3	インフラ長寿命化計画(行動計画)と公共施設等総合管理計画の関係如何(それぞれ別々の計画を策定する必要があるか)	<p>インフラ長寿命化基本計画において策定するとされているインフラ長寿命化計画(行動計画)のうち、地方公共団体が策定するものを「公共施設等総合管理計画」と位置づけているもの。「公共施設等総合管理計画」を策定すれば、別途「インフラ長寿命化計画(行動計画)」を策定する必要はない。</p>
4	計画策定にあたって、国による内容の審査・計画の認定、国への届出等の手続きはあるか。	<p>公共施設等総合管理計画の策定は、策定指針により、各地方公共団体において策定するものであり、内容の審査、計画の認定、届出等の手続きは予定していない。ただし、計画の策定・改訂状況についてフォローアップ調査を実施。</p> <p>なお、公共施設等適正管理推進事業債を発行するに当たっては、「公共施設等の総合かつ計画的な管理に関する計画等の提出について」(平成29年4月3日付財務調査課事務連絡)により、計画を事前に提出していただく必要がある。</p>
5	記載すべき事項が網羅されていれば、計画の構成等は各自治体の判断でよいか。	<p>お見込みのとおりであるが、計画の構成は、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」にご留意の上、各団体においてご判断いただきたい。</p>

6	<p>公営企業も対象となることは明記されているが、財政的観点からは、一部事務組合(プラント、病院等)の施設更新にかかる費用も自治体の負担となることが想定されるため、一部事務組合の所有する施設についても市町村の計画に含める必要があると考えてよいか。</p>	<p>公共施設等総合管理計画は、地方公共団体ごとに策定することを想定しており、一部事務組合の所有する公共施設等を対象に加える必要はないものと考えている。 ただし、一部事務組合に係る負担金の増加等が見込まれている場合には、そのような支出の見込みを踏まえて計画を策定することも考えられる。</p>
7	<p>地方独立行政法人が所有する施設について、設立団体の公共施設等総合管理計画の対象とする必要があるか。また、当該施設について、公共施設等適正管理推進事業債の対象とすることは可能か。</p>	<p>地方独立行政法人は、運営費交付金など設立団体が所要の財源措置を講ずることとされているため、地方独立行政法人における施設整備についても、設立団体における総合的な公共施設の管理の中で検討されるべきもの。 したがって、地方独立行政法人(公営企業型地方独立行政法人を除く。)が所有する施設についても、設立団体における公共施設等総合管理計画の対象とし、個別施設計画を策定している場合には、公共施設等適正管理推進事業債の活用が可能。この際、施設の管理者として地方独立行政法人が個別施設計画を策定することも想定される。</p>
8	<p>施設類型ごとの基本方針における「施設類型」は、どのように設定すればよいか。</p>	<p>具体的には、学校、道路、公営住宅等が考えられるが、各団体の判断により、適当な類型を設定していただきたい。</p>
9	<p>計画の名称は、「公共施設等総合管理計画」にする必要があるか。</p>	<p>公共施設等総合管理計画の策定指針を満たす計画であれば、名称の如何を問わない。</p>
10	<p>これまでに策定した既存の計画(いわゆる公共施設マネジメント計画等)をもって、公共施設等総合管理計画の用をなすのかどうか。また、その確認の手続きはあるのかどうか。</p>	<p>「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」の内容に沿うものであれば、既存の計画等であっても、公共施設等総合管理計画とみなすことができる。 なお、確認の手続きに関しては、「公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する計画等の提出について」(平成29年4月3日付財務調査課事務連絡)により、公共施設等適正管理推進事業債の起債に当たって、事前に提出していただく必要がある。</p>
11	<p>ハコモノだけを対象にして計画を策定した場合、公共施設等総合管理計画となるか。(「順次計画を充実させていくことも可能」とされていることとの関係)</p>	<p>公共施設等総合管理計画は、公共施設等全体の将来の更新費用や利用状況等を把握・分析し、財政収支の見通し等を踏まえ、策定することに意味があるため、ハコモノだけを対象にして計画を策定しても、公共施設等総合管理計画とはならない。</p>

12	<p>「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」において、計画期間について、「一 公共施設等の現況及び将来の見通し」の期間に関わらず設定することも可能とのことだが、その趣旨は何か。</p>	<p>人口動態等については、より長期的な把握・分析が必要である一方、計画期間については、個別施設計画との整合性も踏まえ、かつ実効的なものとする必要があることから、例えば、現状及び将来見通しの把握・分析期間が30年程度であったとしても、計画期間は10年という場合があってもよいと考えているもの。</p>
13	<p>計画において現状把握をするために、対象施設について、目視点検以外に、専門的な点検・診断は必要であるか。</p>	<p>公共施設等総合管理計画は、策定当初は、各地方公共団体が策定時点で把握している情報に基づき策定していただくことを想定していたが、今後は、個別施設毎の長寿命化計画を策定するときなど、新たに点検・診断を行った場合には、その結果等を踏まえて計画を見直していくことが必要。</p>
14	<p>目標値はインフラ、ハコモノなど合計したものを出す必要があるのか。その場合は金額ベースでしか目標を算出することは不可能と思われる。延べ床面積などを指標とした場合は、分野ごとの目標でもよいのか。</p>	<p>公共施設等の数や延べ床面積等の公共施設等の数量に関する目標については、すべての公共施設等にわたって目標を設定する必要がある。 目標を設定する際には、できる限り数値目標を設定すべきであるが、必ずしも統一的な指標による数値目標とする必要はなく、統一的な指標による数値目標を設定することが困難な場合にあっては、全体について定性的な表現により目標を設定した上で、分野ごとに異なる指標で数値目標を設定する等の対応も可能である。</p>
15	<p>「PDCAサイクルの推進方針」におけるPDCAサイクルの期間について、5年、10年ごと等の目安となる期間はあるか。議会への報告や公表方法については、行政による判断でよいか。</p>	<p>PDCAサイクルの期間について、特段の目安となる期間は定めないが、各地方公共団体においては、随時状況の変化に応じて必要な見直しを行っていただきたい。 議会への報告や公表方法についても、各地方公共団体の実情に応じて適切な方法により実施していただきたい。</p>
16	<p>「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」において、「第二 総合管理計画策定にあたっての留意事項」「一 行政サービス水準等の検討」とあるが、具体的にはどのように実施するのか。</p>	<p>総合管理計画の策定を機に、棚卸的に行政サービスを見直すことも考えられるが、日頃行政評価等を実施し、行政サービスのあり方について様々な検討を行っている団体も多いと考えられることから、そういったものも活用して検討いただければよい。</p>
17	<p>総合管理計画に具体的な施設名等を記載する必要があるか。</p>	<p>公共施設等総合管理計画は、個別施設計画の基本となる計画であり、具体的な施設名等を記載することは不要。</p>
18	<p>農業水利施設や3桁国道など、地方公共団体が所有していないが、維持管理費等を負担している公共施設等についても、公共施設等総合管理計画の対象としてよいのか。</p>	<p>公共施設等総合管理計画は、地方公共団体の将来の公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込み等を踏まえ公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針を定めるものである。したがって、当該団体が今後維持管理費や更新費等の財政負担を負うことが見込まれる公共施設等については、この趣旨を踏まえ、当該団体が所有していないものであっても、公共施設等総合管理計画の対象とすることができる。</p>

19	<p>計画期間を長くすると、実感が無く理念のみの計画となってしまふ懸念があるのではないか。</p>	<p>公共施設等総合管理計画は、将来的な人口変動等を見込んで公共施設等の管理に関する方針を検討するため、長期の計画期間で策定することが重要。 一方で、公共施設等総合管理計画により10年以上の長期を見通した大方針を定めた上で、より短い期間で見直しを行うことを定めることや、具体的な実施方針や中短期の目標を定めるため下位の実施計画を策定することも考えられる。</p>
20	<p>特にインフラ施設については、人口が減少するとしてもなかなか減らせない面があり、数値目標の設定が難しいと考えているが、どのように設定すればよいか。</p>	<p>総量による目標設定が難しい場合には、例えば、長寿命化等による維持補修費の削減など、費用面での数値目標を掲げることも考えられる。</p>
21	<p>財政状況が良くないため、更新費用や財源見込みを試算すると、ほとんどの施設を廃止しなければならなくなり対応に苦慮しているが、どのようにしたらよいか。</p>	<p>公共施設等総合管理計画における将来の更新費用や充当可能財源の見込みは、あくまで試算であり、計画上で必ずしも収支が均衡している必要はない。そのような結果が出ているということ踏まえ、将来にわたって公共施設等を適切に維持管理・更新していくことができるよう、必要な対応方針を検討することが重要。 なお、必ずしも施設の廃止による更新費の削減だけで解決を図る必要はなく、光熱水費等の施設の維持管理費の削減や人件費削減などの行政改革の推進により、公共施設等の更新費用に充てる財源を拡大する等の対応を想定し、計画を策定することも考えられる。</p>
22	<p>人口が増加する見込みのため、公共施設等の削減余地が少ないが、どうしたらよいか。</p>	<p>一度公共施設等を建設すれば、以後何十年にもわたって維持管理経費が発生することも踏まえ、現在人口が増加している団体であっても、将来の人口見通し等に応じ、公共施設等の過剰供給とならないよう、整備や維持管理に関する方針を検討することが重要。</p>
23	<p>議会や住民に説明すると、単なる公共施設の削減計画と誤解され、反発を受けることを懸念しているが、計画をどのように取り組めばよいか。</p>	<p>公共施設等総合管理計画は、単に投資を抑制するための計画ではなく、厳しい財政状況の中、必要な投資を確実に実施するための対応方針を定める計画。 したがって、単に削減方針だけを掲げるのではなく、何が必要な投資なのかという観点も含めて検討した上で、その必要な投資の財源確保のため、重点化や優先順位付けを行っていくことが重要。</p>
24	<p>公共施設等総合管理計画の対象施設について、面積が小さく、更新費が僅少であるものは、計画に含めないことは可能であるか。</p>	<p>公共施設等総合管理計画は、公共施設等の全体を把握し、計画することが重要であることから、すべての公共施設等を対象にする必要がある。したがって、計画の基本方針は、全ての公共施設等を対象とすることが必要。 ただし、将来負担の試算においては、将来負担の費用の見込みが極めて少ない等の理由から、計算に含めないなど、他の公共施設等と異なる取り扱いとすることも可能。</p>

25	ユニバーサルデザイン化の推進方針等について、公共施設等総合管理計画に具体的にどのような内容を記載すればよいのか。	公共施設等総合管理計画に記載すべきユニバーサルデザイン化の推進方針等としては、例えば、公共施設のユニバーサルデザイン化に対する基本的な考え方（ニーズを踏まえた改修の実施、長寿命化改修と併せた改修等）やこれに向けた取組方針、取組を行っていく施設分野（高齢者、障害者、子育て世代の利用が多い施設等）、施設類型ごとの整備目標等を記載することが望ましい。個々の施設の個別具体的な事業の内容については、個別施設計画等に記載されるものであり、公共施設等総合管理計画に記載されている必要はない。
26	策定した公共施設等総合管理計画はどのくらいの期間で見直しを行うべきか。	公共施設等総合管理計画は、 <ul style="list-style-type: none"> ・策定後新たに得られた情報をもとに不断の見直しを実施し、順次充実させていくこと ・PDCAサイクルに基づき、数値目標等の達成状況等を踏まえた評価、その評価結果に基づき改訂していくこと の二つが重要である。 当面の見直しの期間については、個別施設計画の策定状況等を踏まえ、適宜判断していく必要があるが、各団体が総合管理計画に定めるPDCAサイクルの期間に従って、見直し・改訂作業を行うことが求められる。
27	中長期的な維持管理・更新等に係る経費に充当可能な地方債・基金等の財源の見込みについては、どのように公共施設等総合管理計画に記載すべきか。	充当可能な財源として地方債や基金等を的確に見込むことが重要であることから、当面の10年間の中長期的な維持管理・更新等に係る経費に係る地方債・基金等の充当可能額の見込みとその考え方について、可能な限り定量的に記載することが望ましい。